

平成29年度 鹿児島地方最低賃金審議会
第2回鹿児島地方最低賃金専門部会 議事録

開催日時	平成29年7月28日(金)午後5時15分～5時25分		
開催場所	鹿児島合同庁舎 第2会議室		
出席者	公益代表委員 (3名)	石塚孔信	竹中啓之 山本晃正 (敬称略)
	労働者代表委員 (3名)	喜名浩信	下町和三 新内親典 (敬称略)
	使用者代表委員 (3名)	岩重昌勝	内 道雄 濱上剛一郎 (敬称略)
	事務局 (4名)	吉野労働基準部長 平松賃金室長補佐	上ノ原賃金室長 有村給付調査官
議題	1 最低賃金法第25条に基づく公示による意見書の取り扱いについて 2 その他		
配付資料	なし		

石塚部会長

それでは、ただ今から平成29年度第2回(臨時)の鹿児島県最低賃金専門部会を開催いたします。

まず、本日の部会の成立につきまして、事務局から報告をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

上ノ原賃金室長

本日は、公益側委員3名、労働者側委員3名、使用者側委員3名の9名の委員に全員にご出席いただいておりますので、定足数を満たしており、本審議会は有効に成立しておりますのでご報告いたします。

石塚部会長

それでは、本会は成立しているとのことですので、早速審議に入りたいと思います。

先ほどまで開催されました第2回本審において、労側から例年どおり専門部会で意見陳述を受けることになると、8月2日に開催予定の第2回専門部会で審議し、8月4日開催予定の第3回専門部会で意見陳述を行うこととなり時期的に遅くなるので、8月2日に開

催予定の第2回専門部会でこれを行うために、本日の本審の場で意見陳述について審議できないかとの提案がありました。このことについて、本審の場で審議しましたが、本審終了後に臨時の専門部会を開催し、そこで審議することになりました。

また、これに併せて、専門部会の公開についても審議することになっています。

これらのことについて、各側のご意見を伺いたいと思います。まず、労側いかがですか。

新内委員

申し出がありました専門部会の公開については、今年度も非公開とし、意見陳述については、1名で、10分以内とすることでいいのではないかと思います。

石塚部会長

ありがとうございました。使側はいかがでしょう。

濱上委員

従来どおり、専門部会は非公開、意見陳述は1名で、10分以内で良いかと思います。

石塚部会長

ありがとうございました。労使各側とも専門部会は非公開とし、意見陳述は1名で、10分以内で行うという意見でした。それでは、本年度も専門部会は非公開とし、意見陳述は1名で、10分以内で行うということにしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

石塚部会長

ありがとうございました。それでは、本年度も専門部会は非公開とし、意見陳述は1名で、10分以内で行うことにします。意見陳述を希望されている方への連絡はどうなりますか。

上ノ原賃金室長

意見陳述を希望されている方へは、事務局から連絡させていただきます。専門部会の審

議の関係から、次回の専門部会の冒頭で意見陳述を受けることになるかと思しますので、
よろしくをお願いします。

石塚部会長

他になにか審議しておくことがありますか。

平松室長補佐

今回は、8月2日、水曜日の午前10時から、第3回専門部会開催となりますので、どうぞ
よろしくお申し上げます。

石塚部会長

それでは、今回は、8月2日、水曜日の午前10時から開催いたします。

最後に議事録署名者を指名しますが、労側は新内委員、使側は濱上委員をお願いします。

本日は、これで閉会します。ありがとうございました。

議事録署名

部 会 長 _____

労働者代表委員 _____

使用者代表委員 _____